

資料一覧

資料 1 県指定有形文化財の指定について（諮問）

資料 2 県指定有形文化財の指定解除について（諮問）

資料 3 文化財調査の実施について

資料 4 山形県文化財保存活用大綱の策定について

資料 5 国登録有形文化財（建造物）の登録について

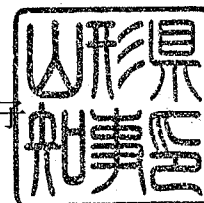
参考資料 1 山形県指定有形文化財指定基準

参考資料 2 文化財調査の実施について（前回審議会資料）

文 文 第 1 3 2 3 号
令 和 4 年 3 月 3 日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉 村 美 栄 子



山形県指定有形文化財の指定について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第36条の3（1）の規定により、貴審議会の意見を求めます。

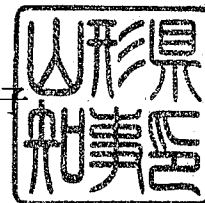
記

種 別	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所
彫刻の部	銅造毘沙門天立像	1 軀	宗教法人法音寺	米沢市御廟一丁目5-3 2
典籍の部	三部抄	1 帖	山形市	山形市旅籠町二丁目3- 2 5

文文第1323号
令和4年3月3日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村美栄 子



山形県指定有形文化財の指定解除について（諮問）

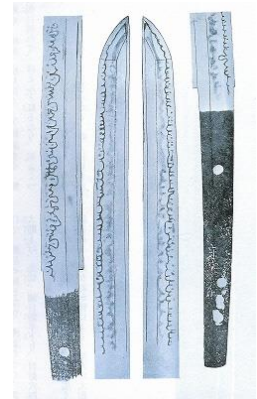
このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第36条の3（1）の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

種別	名称	員数	旧所有者
工芸品の部	太刀 銘守家造	1口	門山 鋭子
	短刀 無銘伝当麻	1口	門山 鋭子

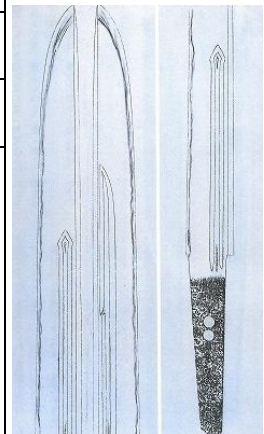
県指定有形文化財の指定解除①

種 別	工芸品の部		
名 称	たち 太刀 銘 守家造	員 数	一口
旧所有者	個人		
旧所在地	同上		
指定年月日	昭和 31 年（1956 年） 5 月 11 日		
概 要	<p>鑄造（しのぎづくり）、庵棟（いおりむね）、反り浅く、小鋒（こぎっさき）。鍛（きたえ）は小板目肌やや流れて、肌立ちごころとなり、乱れ映り立つ。刃文は丁子（ちょうじ）に互の目。蛙子（かわずこ）交じり、小足入り、葉（よう）頻りに交じり、総体に佩裏（はきうら）一体に華やかとなり、匂口締る。帽子は乱込み、表先小丸、裏尖りごころ。茎（なかご）は磨上げ、先栗尻、僅かに反りつき、鑪（やすり）目勝手下り、目釘穴 4、やや小振りの太鑿（ふとたがね）で 3 字銘がある。</p> <p>守家は備前長船に隣接する畠田に居住したことから、畠田守家と呼ばれている。同名は数代あり、この刀は 2 代目の作かと思われる。鎌倉中期。（長さ 70.0 cm、反り 1.7 cm）</p>		
解除の理由	県外在住の子への相続により県外へ転出したため。		



県指定有形文化財の指定解除②

種 別	工芸品の部		
名 称	たんとう 短刀 無銘伝当麻	員 数	一口
旧所有者	個人		
旧所在地	同上		
指定年月日	昭和 38 年（1963 年） 12 月 20 日		
概 要	<p>平（ひら）造、庵（いおり）棟、内反り、尋常な短刀である。鍛（きたえ）は板目に柁（まさ）がかり、地沸（じにえ）厚くつく。刃文直刃（すぐは）調に浅く湾（のた）れて、物打（ものうち）上は焼幅広く、ほつれて金筋・打のけかかり、小沸よくつく。帽子は掃きかけて、焼き詰めとなり、沸荒く、金筋かかる。彫物は表素剣（すけん）、裏喰違（くいちがい）樋。茎（なかご）は生ぶ、先片削（かたそぎ）形、鑪（やすり）目切、目釘穴 2 つ、無銘。</p> <p>地刃が非常に健全で、典型的な作風を示して出来がよく、茎にも特色がある。彫物が素剣・喰違樋と、この工と国の特色を見せ、力強く彫りの深いことも大和物全般に表れる特徴である。鎌倉末期。（長さ 26.4 cm、反り内反り）</p>		
解除の理由	県外在住の子への相続により県外へ転出したため。		



文化財調査の実施について

1 これまでの経緯

- 令和3年3月30日 令和2年度第2回審議会
…指定候補の把握の方法として、今後、調査を実施し、地域に存在する文化財を幅広く把握することを決定した。
- 令和3年6月10日 令和3年度第1回審議会
…調査実施に向けて各分野の課題を整理した。
- 令和3年9月16日 令和3年度第2回審議会
…「調査実施に当たっての全体方針」を確認したうえで、緊急に実施すべき分野・テーマとして、①最上地域の彫刻と②山形県の民俗技術を決定した。
(参考資料2の通り)

2 「最上地域の彫刻調査」の実施概要について

(1) 調査対象

以下の彫刻 約50件を抽出して調査する。(現在、最上地域の各市町村に確認・照会し、調査対象を精査中)

- 市町村指定文化財 約20件
 - その他(市町村から情報提供のあったもの等) 約30件
- なお、調査対象物件の選定は、調査委員会において決定する。

(2) 調査期間

令和4～6年度の3か年間で実施する。

- 令和4年度：1次調査(市町村指定文化財を中心に調査)
- 令和5年度：2次調査(その他物件を調査)
- 令和6年度：補足調査、報告書作成

(3) 調査体制

- 県文化財保護審議会委員(彫刻担当)の監督のもと、調査員2名で実施する。
- 県文化財保護審議会委員(彫刻担当)及び調査員から構成される調査委員会を設置し、必要に応じて会議を開催する。

3 全体理念

文化財は未来に伝える地域の宝

～保存と活用の好循環によって文化財を確実に次世代へ継承する～
県民一人ひとりが地域の文化財の価値と魅力を深く理解し、継承活動に主体的に取り組むことや、様々な活用を行うことで地域づくり等に役立て、文化財の保存に還元していき「保存と活用の好循環」を構築することにより、文化財を確実に次世代へ継承することを旨とする。

地域全体での継承の視点

○文化財は地域のつながりの中に存在しており、地域住民が「わたしたちの文化財」として捉えることにより、主体的に継承活動に参加すること。○子どもが継承活動に参加することにより、郷土愛の醸成に努める。

関係者による連携の視点

○所有者だけでなく、県、市町村、研究機関、修理技術者、地域住民等の関係者が日常的に連携し文化財の継承活動に取り組む。○文化財分野だけでなく、観光や産業、地域づくりなど様々な分野と積極的に連携し、新たな価値や効果の創出につなげる。



4 基本方針

方針1 みんなで文化財を守り伝えるための基盤の強化

- 1-1 担い手の育成
1-2 地域住民や関係者間の情報の共有
1-3 社会全体で応援する資金確保

【県の取組みの例】
「未来に伝える山形の宝」登録制度による担い手育成支援

方針2 文化財の確実な保存の推進

- 2-1 文化財の総合的な把握と個別の文化財調査の促進
2-2 調査・研究に基づく指定
2-3 適切な維持管理
2-4 定期的な状態の把握
2-5 地域住民との協働等による維持管理
2-6 適切な周期での修理
2-7 修理等に要する原材料及び職人等の確保
2-8 計画的な保存整備等
2-9 人から人への確実な伝承

【県の取組みの例】
県指定文化財の損傷状態の把握

方針3 文化財の効果的な活用の促進

- 3-1 地域に残る文化財への理解・認識の促進
3-2 適切な活用
3-3 文化財の活用による人々の交流
3-4 文化財を活用した地域づくりや観光振興

【県の取組みの例】
埋蔵文化財の普及啓発事業
日本遺産などストーリーによる魅力発信

方針4 災害への対応力の強化

- 4-1 文化財防災の必要性の周知
4-2 平時からの取組み
4-3 ハード面の整備
4-4 文化財防災に係る連携体制の構築

【県の取組みの例】
ハンドブック作成・配布による文化財所有者等への普及啓発
各種団体との連携体制構築の検討

5 推進体制

- 1 各主体の役割の明確化及び連携による推進体制の充実
○県＝県全域を見渡した施策を立案し、広域的な取組みを推進すること
○市町村＝所有者等に最も近い存在として相談等に応ずること
○所有者等＝文化財を意欲的に次世代へ継承すること
○県民＝文化財の価値や魅力をよく理解すること
2 県の取組方針
○文化財行政主管課の施策マネジメント力の強化
○文化財行政所管課等の専門性の確保
○県の関係他部署等との連携の強化
○県所有の文化財の適切な保存と活用の推進の強化
○関係機関・団体との連携の強化
○市町村に対する支援の充実
3 大綱に掲げる基本方針の推進
○大綱の進行管理＝中長期的視点に立った毎年度の評価・検証
○大綱の見直し＝県総合発着計画の改訂に合わせて5年ごとに見直し



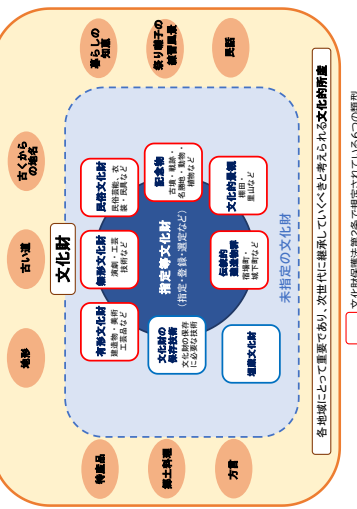
おわりに

- 1 市町村による地域計画の作成の推進
文化財が確実に継承されるためには、それぞれの市町村による各地域や所有者等の実態に則したきめ細やかな取組みが必要なため、市町村による地域計画の作成が望まれる。
2 次世代への継承に向けて
県民一人ひとりと文化財、山形県の豊かな自然や歴史文化を、次の世代にも永く引き継ぎたいという思いが自然と溢れ、県内各地で文化財を活用した地域づくりが進められている。そのような山形県の実現に向けて、大綱の方針に基づいて取り組んでいくことが必要。

1 なぜ文化財を守るのか(文化財保護の必要性)
山形県に伝えられたりきたりしてきた多くの文化財は、先人の暮らしや営み、風習、信仰、自然の中での生み出され、大切に守り継がれてきた「山形らしさの源」であり、未来に確実に継承していく必要がある。

1 大綱の策定にあたって

1 大綱策定の趣旨
○背景
過疎化、少子高齢化に伴う担い手不足により、文化財の減失や散逸の危機が生じている。
※国の動き
・R29.12文化審議会の答申「これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財を含め、地域社会総がかりで、文化財の継承に取り組む必要がある。」
・H31.4文化財保護法の一部を改正する法律の施行＝地域における文化財の計画的な保存・活用の推進や、地方文化財保護行政の推進力の強化。
○目的
本県の文化財の保存と活用に関する方向性を示すことにより、市町村や関係機関・団体と連携して各種取組みを進めることを目的として、文化財保護法第183条の2第1項に基づき策定。
2 大綱の位置付け
「第4次山形県総合発着計画」をはじめ県の諸計画との一体性及び整合性を図ったほか、国連が定める「持続可能な開発目標(SDGs)」に配慮し策定。
3 対象とする文化財等の範囲
○指定等の有無に関わらず、つぎを広く対象とする。
・文化財保護法で規定されている6分野
・上記以外のもの
○現在には必ずしも文化財に該当すると言えないものであっても、それぞれの地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的遺産



2 文化財を取り巻く現状と4つの課題 (※市町村・所有者意見より)
(1)文化財を継承する基盤に関する課題
○少子高齢化等により継承の担い手が減少している。
○課題を抱え込み孤立している所有者等が多い。
○修理等の資金が確保できない所有者等が多い。
(2)文化財の保存に関する課題
○城内の文化財が十分に把握されていない。
○指定された文化財に地域や種別の隔りが生じている。
○維持管理に負担を感じている所有者等が多い。
○適切な環境で保存されていない文化財がある。
○適切な周期で修理等が行われていない文化財がある。
○修理に要する原材料や職人等の確保が困難な文化財がある。
○史跡・名勝の整備は長期にわたるため財政的な負担が大きいが、新規コロナウイルス感染症の影響で伝承が困難な無形文化財等がある。



登録有形文化財（建造物）の新登録について

令和3年11月19日（金）に開催された国の文化審議会（会長 佐藤^{さとう} 信^{まこと}）において、県内の新たな登録について文部科学大臣へ答申され、令和4年2月17日付で文部科学大臣が文化財登録原簿に登録した旨、官報で告示がありましたので、お知らせいたします。

1 今回登録の山形県内の登録有形文化財（建造物）

旧梅津歯科医院診療棟ほか5件（別紙のとおり）

2 今回の登録件数等

	現在登録件数	今回登録件数 （新登録）	合計（現在登録件数と 今回登録件数との合計）
山形県	183	6	189
全国	13,271	91	13,362

別紙

名称	所在地	建設年代	特徴など	種別	基準
旧梅津歯科医院診療棟	上山市	昭和2年	<p>上山城下に位置する元御殿医の医家で、近代に建てた和洋館併設の歯科医院。二階建て洋館の診療棟は、入母屋造り※¹鉄板葺きフィニアル付※²、ペディメント風※³のポーチを突出する。診療室の天井中心飾りや階段手摺等、全体に洋風意匠を凝らす。二階建和館の住居棟は、入母屋造り鉄板葺きで鬼板※⁴付、二階は格天井の続き座敷で、眺望の効く開放的な造り。庭を望んで位置する落ち着いた座敷蔵の床付き座敷と好対照な接客空間とする。土蔵はほかに穀物蔵と味噌蔵があり、穀物蔵は開口部に太い鳥居杵を塗り上げる。座敷裏側には、裏門と黒板塀を廻らし城下の良好な景観を形成する。</p>	建築物	2
旧梅津歯科医院住居棟	上山市	昭和2年		建築物	2
旧梅津歯科医院座敷蔵	上山市	大正11年		建築物	2
旧梅津歯科医院穀物蔵	上山市	大正後期		建築物	1
旧梅津歯科医院味噌蔵	上山市	大正後期		建築物	1
旧梅津歯科医院裏門及び黒板塀	上山市	大正後期		工作物	1

参考

○基準＝登録有形文化財登録基準

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現するものが容易でないもの

※¹入母屋造＝寄棟屋根に、切妻屋根を乗せたような形態の屋根

※²フィニアル＝屋根に施された装飾

※³ペディメント＝屋根にデザイン的に設けられた三角形部分

※⁴鬼板＝屋根の箱棟の両端に取り付けられた飾り。



診療棟 (ペデイメント風ポーチ)



診療棟 (フィニアル付き入母屋造り屋根)



住居棟 (鬼板付き入母屋造り屋根)



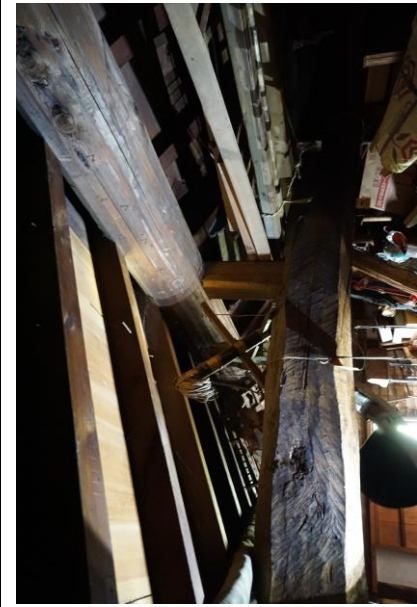
住居棟 (二階 格天井の座敷)



座敷



穀物蔵 (開口部に鳥居枠を設置)



穀物蔵（内部）



味噌蔵



裏門及び黒板塀

山形県指定有形文化財指定基準

昭和 51 年 9 月 3 日
山形県教育委員会告示第 12 号

山形県指定有形文化財指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

山形県指定有形文化財指定基準（昭和 31 年 3 月県教育委員会告示第 3 号）の全部を改正する。

絵画、彫刻の部

- 1 各時代の遺品のうち制作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 2 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義あるもの

工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち制作が特に優秀なもの
- 2 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は宸翰、和漢、名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

考古資料の部

- 1 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 5 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 2 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 3 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 4 渡米品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

文化財調査の実施について

1 調査実施にあたっての全体方針

文化財調査の実施にあたって、分野・テーマの選出や実施の優先順位は、以下の方針により総合的に決定する。

- 文化財が滅失や散逸、衰滅の危機にあるなど、緊急性が高いこと。
- 過去に体系的な調査が実施されていない、または、実施されているが状況が変化しており再調査が必要であること。
- 県による指定が少ない地域や分野・テーマであること。
- 他の分野・テーマへの波及的な効果が想定されること。

2 喫緊に実施すべき分野・テーマ（案）

上記 1 により、喫緊に実施すべき調査の分野・テーマは、以下 2 件でいかが。

◆ 1 件目

分 野	調査テーマ
美術工芸品（彫刻）	最上地域の彫刻

【選出理由】

- 地域社会の衰退によって無住寺や管理が行き届かないお堂や鎮守社が増加しており、滅失や散逸の危機にあるため、緊急性が高い。
- 当該地域は、過去に体系的な調査が行われておらず、全容が明らかになっていない。また、県指定は 2 件にとどまっている。
- 寺社の什物等の存在が明らかになる等、絵画や工芸品分野への波及効果が期待される。

◆ 2 件目

分 野	調査テーマ
無形文化財（工芸技術）	山形県の民俗技術
有形民俗文化財	
無形民俗文化財（民俗技術）	

【選出理由】

- 技術を習得している方々は高齢になっており、衰滅の危機にあるため、緊急性が非常に高い。また、使用する道具等の名称や使い方が分からない等の問題が生じているほか、散逸の恐れがある等、緊急性が非常に高い。
- 昭和 60～61 年度に『山形県の諸職』調査を実施したが、その後、状況が変化していることは明らかで、追跡的な調査を要する。また、現行の文化財保護制度に応じて「民俗技術」として捉え直す必要がある。
- 本県の特徴をよく表す分野であるにも関わらず、県の無形文化財（工芸技術）

で3件の指定があるのみで、無形民俗文化財（民俗技術）では国・県ともに指定がない。

3 今後の流れ

今年度第3回審議会
令和4年度以降

令和4年度に実施する調査について
調査開始